



航空三団体の「MPL に関する要請書」を 前原国土交通大臣に提出

MPL 導入について考えるシリーズ 8

日乗連では、航空法の改定案が国会に提出された動きに対応するため、航空三団体との連携をさらに強めて「MPLに関する（三団体の）要請書」をまとめ、2010年5月21日に前原国土交通大臣宛にこの要請書を提出しました。

日乗連ニュースでは要請内容の詳細および背景を「MPL 導入について考えるシリーズ」の6、7、8にて紹介します。

今回のシリーズ8では要請内容の4と、要請書の結びについて紹介します。

MPL に関する要請内容 4

ICAO の規定に則り、専門家や関係機関・団体等で構成される、国による専門機関を設置すること。

MPL はこれまで全く経験のない未知のライセンス制度として世界的に展開される新制度であり、今後の世界の航空の安全に与える影響度は大きいものがあります。従って、ICAO を中心にした、各国で展開される MPL 訓練体系や制度に関する世界的な連携と情報交換のネットワークが不可欠です。

MPL に関する提言の専門機関は、MPL プログラムの導入を監視し、ICAO Annex-1 と ICAO PANS-TRAINING の確実な準拠を担保することが主な目的です。この機関は各 Trainee の訓練の進捗状況、査定フライトの報告、定期審査の状況等に関するデータを収集し、ICAO の要請があった場合にはこれらのデータを ICAO に報告しなければなりません。そして将来、MPL 資格保持者が定期運送用操縦士の技能証明 (ATPL) を取得した時、現行の ATPL と同等以上の能力及び安全レベルであると証明されるまでその活動を続ける必要があります。このことは ICAO の PANS-TRAINING にも明記されています。

そして国は、当局、航空会社およびパイロットの代表組織との効果的な連携のために、協力および連携の働きかけを推進すべきです。ここでいうパイロットの代表組織としては、日本の航空運送事業における乗員の90%以上を組織しIFALPAに加盟する日本乗員組合連絡会議（略称:日乗連/Airline Pilots' Association of Japan）が最も相応しい機関です。現に諸外国ではIFALPA傘下の団体が「専門機関」の一員として活動しています。わが国においても同様に真の乗員代表を交えて十分な検討を行い、その結果を新しい技能証明制度の施策に反映させるべきです。

(次頁へ続く)

MPL に関する要請書の結び

過去の事故事例解析では、ベテラン機長と、任命されて1年未満の副操縦士の組み合わせで事故率が高いと分析されており、その対策の一環として、一人で飛ぶ技倆を重視して進められる従来の訓練（自家用・事業用課程等）を、訓練課程の早い段階から2人乗務でのトータル・パフォーマンスを重視した訓練に切り替える必要があると指摘されています。これが ICAO における MPL 検討の原点です。このため MPL 訓練シラバスではその初期段階から CRM と TEM を重視することが求められています。これらにより、MPL 取得時の技倆水準は、従来の副操縦士と同等以上のマルチクルー運航における技能レベルと位置づけられています。

「早く安く副操縦士を作ること」と MPL の目的を捉え違えた向きも一部にありますが、もしそのような発想で MPL が導入されれば、それは航空の安全に対する大きな脅威になると私たちは考えています。

新しい MPL シラバスが、結果として、訓練期間の短縮や費用の削減につながる可能性は否定しませんが、それが MPL 導入の本来の目的では決してありません。

今までの PPL、CPL の訓練は実機(プロペラ機)にて大部分を行うことが原則とされてきました。これに対し MPL では FTD の使用がこれまでよりも広く認められおり、これも特徴点の一つと言われています。確かに近年の FTD の進歩は著しく、安全で良質な訓練に大きく寄与しています。しかし、一方で、パイロットの訓練には依然として実機でしか経験できない事柄も多いことから、私たちは、「実機訓練時間」は乗員養成の質を直接左右する重要な要素と考えており、実際の MPL 訓練でどの程度の実機訓練時間が確保されるのか特に注目しています。

航空法改定案では、准定期運送用操縦士と仮称される Multi-crew Pilot License (MPL) は、2人操縦機（エアライン機）の副操縦士に必要な高い知識・技能レベルが求められており、この技能証明取得の合格レベルは非常に高く設定されています。これは国として ICAO の MPL ポリシーに沿った適切な対応であると評価できます。

この MPL 導入に向けた法制化の動きが進む中で、各航空会社による訓練計画策定等の具体的な検討が進められています。しかし、私たちは MPL コンセプトに対する正確な理解が十分に浸透しているとは言い難い状況の中でこれらの作業が進んでいることに大きな懸念を抱いています。新制度導入に対するこうした懸念を払拭し、真に航空の安全に寄与する制度として MPL を導入するためにも、国際標準を踏まえた航空三団体の要請を真摯に受け止め、国として適切に対応されるようここに要請いたします。

次回のニュースでは「MPL に関する政党への陳情」についてお知らせします。